

第24回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成25年11月18日（月曜日） 午後1時30分から4時15分まで

第2 場所 ルビノ京都堀川

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、飯塚隆藤、川嶋瑛莉、久保明彦、金剛育子、高橋恭弘、竹門康弘、田中真澄、土居好江、中村桂子、野口義晃、舟津麻子、松井成樹、松井恒夫、村島哲郎（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 藤原倫也（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 松浦章（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

板屋英治（建設交通部理事）、高野秀雄（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）、星野欽也（建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）ほか

【一般傍聴 2名】

【報道機関 3社】

第4 内容

1 開会

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、第24回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部理事の板屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、坂口圭豊様、杉江貞昭様、土屋義信様、新川達郎様、西野由紀様、山中英之様が欠席でございます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は、資料として、「次第」、「出席者名簿」、裏面が配席図になってるものでございますけれども、それと資料の1、資料の1は枝番がついておりまして、1から3まで。そしてあと、資料2から6までご用意させていただいております。なお、資料の中に、右肩にナンバーの表示が記載されている資料がございますけれども、ちょっと詳細な写真の情報等、掲載されておりますので、今回、非公開とさせていただきたいと存じます。会議後、回収させていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

以上、資料につきまして、不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただきますよう、お願いいたします。

それでは、早速、議事に入っていきたいと思えます。議長は座長をお願いしていただきます。金田先生、議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 千年の都・鴨川清流プランについて

○金田座長

ことは、非常に暑い夏から秋がなしで冬に飛び込むという話もあるほどでございますけれども、ようやく、先ほどタクシーに乗りましたら、もうじき紅葉がきれいだろうということで、見ごろとか、まだとかという一覧表をタクシーの運転手が持っていました。どこでライトアップをやるとか、コピー2枚ももらいまして、かばんに入れてまいりました。

初めから余計なことを言って時間を浪費するわけにはまいりませんが、24回の鴨川府民会議でございます。どうぞよろしく願いいたします。

予定といたしましては、16時を予定しております。それだけでも十分長い時間でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の(1)は「千年の都・鴨川清流プランについて」ですが、これの前にですか、18号による鴨川の出水の説明をしていただくのは。

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

はい。

○金田座長

どうぞよろしく申し上げます。

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

初めに、洪水の説明もさせていただいて、引き続き。

○金田座長

はい、申し上げます。

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

計画担当の副課長をしております平田でございます。

それでは、18号の鴨川の出水の状況と、それからアクションプランにつきまして説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料につきましては、右肩に1-1、1-2、1-3と書いてある資料が関連する資料でございます。まず、資料1-1、台風18号による鴨川の出水という資料をごらんいただきたいと思います。1ページあけていただきますと、この9月15日、16日に近畿に近づきました台風18号による豪雨の状況について記入させていただいております。左側のほうにありますのが、京都府の管内図でございますけれども、見ていただきますと、赤い色の丸、累加雨量が、降り始めからずっと足していった雨量が250mmを超えるという地域が、京都府のほとんど全体を占めてるというような豪雨でございます。非常に長時間にわたる大雨となっております。右のほう、ちょっと小さいんですけども、トータルの総雨量というのを書かさせていただいております。赤く書いておりますところにつきましては、400mmを超えるという雨量でございますし、ほとんどの地域で約300mmを超えるというような豪雨でございます。特に京都の中央部といいますか、由良川、桂川の源流域に当たる部分について広い範囲で雨が降りましたので、淀川、桂川、宇治川、それから由良川におきまして、大きなはん濫が起きたという状況でございます。

次のページにつきまして、被害の概要でございますけれども、由良川、それから桂川等のはん濫が一番数が多いんですけども、京都府内で5千戸を超える浸水被害が発生したという状況でございますし、水位が非常に高い川が多かったということで、右のほうにはん濫危険水位を超過した河川ということで、堤防高まであと1mとか1.5mというところまで来た川がたくさんあったということで、述べ人数にしますと、避難指示につきまして42万5,000人余りという非常に多くの方々に避難指示が出されたところでございます。

今回の台風についてですけれども、次のページをごらんいただきたいと思います。近年、昨年度もそうだったんですけども、非常に海水温が高いという状況が続いております。

その海水温の高い中を進んできたということで、衰えずに、かつその温かい南の湿った風を巻き込みながら近畿に近づいてきたというのが、この非常に長くて、かつ多い雨量になったという原因と言われております。

それでは、次のページのほうから鴨川の流域に関しての雨量、それから鴨川の水位の状況についてご説明させていただきます。5ページのところにありますのが、棒グラフのほう雨量でございまして、上賀茂にあります京都府の雨量観測所で観測した1時間ごとの雨量を棒グラフであらわしております。水位につきましては、折れ線グラフであらわしておりますけれども、これが荒神橋のところにあります水位計の状況でございまして。鴨川流域につきましては、大体16日になったころ、1時から2時ぐらいの時間帯が一番ピークの雨量となっております、1時間最大で29mm、それが2時間続いたという状況でございまして。水位につきましては7時ごろに、7時40分に最高水位2.54mということで、はん濫危険水位であります2.5mを少し超えたというところまで水位が上がった状況でございまして。

今回の降雨なり洪水につきまして、どういう規模であったかというのが次の6ページでございまして。今回の荒神橋の最高水位2.54mということでございましたけれども、そのときにつきまして、洪水としてどれだけの流量が流れたかといいますと、計算しますと大体約820 t という流量が流れたということでございまして。下の表につきましてが、昭和10年以降の大きな洪水についての推定されております流量をあらわしておるんですけども、今まで一番多いと言われたのが34年8月ということで、台風7号、これが715 t というのがわかってる流量だったんですけども、今回の雨量につきましては、それを上回る流量であったということでございまして。改修計画とこの洪水の流量がどういう状況であるかということなんですけれども、鴨川の改修につきましては、現在、30年に一度発生する降雨によって生じる洪水を対象にしてるということでございまして、右に書いておりますように、降雨としては、113mmの雨を豪雨により発生する洪水を安全に流すという計画でございまして。それから比べますと、今回、3時間が最大で81mmとか85mmということで、雨の規模としては30年の一度を下回るという規模でございました。改修計画におきます、荒神橋での計画しております洪水の流量は1,000 t でございまして、洪水の流量にしましても、今、計画しておるものを少し下回った洪水ということでございまして、改修計画としてはそのまま、現状のまま進めていけるのかなというふうに考えております。

それでは、少し、いろいろな媒体の中で、どういう出水の状況、はん濫したのかということについて、少し正面のスクリーンのほうでご紹介させていただきたいと思っております。

(台風18号による出水の状況を伝えるテレビニュース
及び三条大橋から撮影された鴨川の映像をスクリーンで紹介)

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

最近こういういろんな映像がインターネット上とかいろんなところで出てますので、わかりやすくなったというふうには思っております。

それでは、引き続いて資料のほう、説明させていただきます。

7ページ以降が、鴨川のいろいろな各上流から下流に向けて洪水の写真の撮ったものでございまして、7ページの右側が先ほどのビデオと同じような三条から見たところでございます。

それから、8ページにつきましては、松原・七条・勸進橋・鳥羽大橋というところがございます、最大の洪水流量ではありますけれども、堤防だとかそれ以外のところからあふれるという状況は、中流域まではございませんでした。

9ページでございますけれども、9ページが桂川合流点の少し上流側のところがございます。ちょうど前に報告された、魚道をつける実験をやった龍門堰というのがあるんですけども、その少し上流側で、桂川本川の水位が上がったという影響も受けまして、左岸側の堤防の低いところから住宅地側のほうに溢水したということでございます。その溢水した状況が、先ほどの航空写真であった地域が鴨川からの溢水箇所ということでございます。

それから10ページのほうでございますけれども、10ページが今回、京都市内、鴨川周辺で浸水が発生した箇所ということでございまして、先ほどの龍門堰の左岸というのが一番南側、桂川の合流手前というところで浸水被害があったということでございます。

それから、11ページのほうが、今回の災害におきまして発生しました河川管理施設の被害の状況ということでございます。三条大橋の下流につきましては、芝生がめくれて護岸のほうも損傷を受けたということがございましたし。それから、松原橋の上流側なんですけれども、護岸の損傷ということで、川底が掘られて深くなった関係で護岸が崩れ落ちたというような箇所がございます。その他、もう少し細かな損傷等については何件か発生したというふうな状況でございます。

以上が、台風18号によります鴨川の出水の状況でございます。

それでは、引き続きまして、それも踏まえてアクションプランのほうについて説明をさせていただきますと思います。資料1-2と1-3というのをごらんいただきたいと思

ます。今、説明いたしました台風18号というものがございましたし、それから前回の鴨川府民会議、それから鴨川アクションプランのフォローアップ委員会、それから10月9日から11月5日の4週間にわたりましてパブリックコメントというものを行いました。そこで出された意見、その他のものを踏まえまして、前回報告させていただきました鴨川のアクションプランについて、修正をさせていただいております。

その中で、まず意見の内容でございますけれども、資料1-3のほうにパブリックコメントで出されました意見、それからこの府民会議の方からいただいた意見等につきましては、資料3のほうの7ページまで。それから、前回の府民会議での意見を8ページ。それから、アクションプランフォローアップ委員会での意見につきましては、9ページという中に記載させていただいております。

まず1ページ目のパブリックコメントで出ました意見ですけれども、大きく分けると4つ、5種類の意見になっております。一番最初のほうの意見につきましては、安心安全は人の命にかかわる重要課題であるので、基本理念に基づき進めていってほしいと。ただ、京都の鴨川であることをより意識して、その他の整備をしていただきたい。京都ならではの資源を生かした、風情と情緒、落ちつきのある鴨川を目指していただきたいということで、治水以外のほうにつきましては、京都ならではの資源、あるいは鴨川らしいということについて配慮した整備をお願いしたいという意見でございました。

それから、ジョギングロード等につきましてということでございますけれども、一つは河川区域内の不法行為についてでございます、左岸勧進橋上流付近などの行為については、できるだけ早く整備が行われることを望むというご意見であったりとか、それから京川橋上流のところの舗装されておるところに、継ぎ目に少し段差があるということで、それをできるだけ早く修繕してほしいというようなご意見がございました。

4つ目といたしますか3つ目といたしますか、下から2つ目の意見につきましては、少し私どものほうの配慮が足らなかったといたしますか、この鴨川府民会議あるいは鴨川アクションプランフォローアップ委員会というもので、検討いただきながらつくっていったるわけなんですけれども、その辺のところにつきまして、ちょっとホームページ上で説明が足らなかったということで、どこで検討されてるのか、その委員会とか会議のところへのアクセスが、インターネット上しにくかったというようなことに関してのご不満がございました。

それから、最後の意見につきましては、植物園と協働したフラワースポットはいい考え

だと思えます。四季それぞれの花の色を加えることにより鴨川の魅力向上を図るという
ような形で、植物園と連携した花についてはできるだけ進めてほしいという賛成の意見を
いただいております。

このような意見を含め、そのほかいただいております意見を踏まえまして、少し本文の
ほうにつきまして修正をさせていただいてる状況でございます。個々の意見につきまして
は、この1-3のほうに、それに対して府の対応、あるいはどのページに記載を入れたか
ということについて書かせていただいております。一つ一つについては、またごらんいた
だきたいと思えます。

それでは、資料1-2のほうでございますけれども、今回の修正点の主なものについて
ご説明をさせていただきます。まず、2のほう、中間案からの変更内容ということですが
けれども、台風18号を踏まえた変更ということで、先ほどご説明させていただきました出水
状況、あるいは発生しました被害状況等につきましての記述を入れております。例えば、
先ほど出ました洪水とかあるいは雨量とか、その被害の状況については2ページのところ
の下のところ、治水上の課題の中に今回の洪水も入れさせていただいております。また、
例えば17ページのところ、中州管理の中の実施内容というところの(2)というところ
ですが、この25年9月の台風18号で見られた深掘れによる護岸の損傷を防ぐため、寄州
を完全に取り除くのではなくて、一部残すということもしていきますというような形で、
今回の被災を受けたこと、洪水に対しての対応というのを入れております。

それからまた2点目でございますけれども、今回の洪水の中で多量の流木が流れてきた
り、それから土砂が異常に堆積したと。あるいは、大きく削られてしまったというような
ことが生じたということもございまして、そういうことにつきましても、上流域も含めた調
査、検討をさせていただきまして、どういう形でそういう流木が発生するのかとか、土砂
の堆積、移動がどういう形で起きてるのかというものにつきましても、実態調査を始めた
いということで考えております。

それから、2点目でございますけれども、“楽しみ、憩い、ふれあい”の空間づくりと
いうことで、前回、ライトアップ等ということを出させていただいたときに、少し次の3
番目にも出てくるんですけども、京都らしいという形のことを意識してつくりたくないとい
けないんじゃないかというようなご意見をたくさんいただいております。そういうことも
含めまして、改めて、“楽しみ、憩い、ふれあい”の空間づくりという形で整理をさせて
いただいております。資料としましては、27ページのほうの記述になっております。すい

ません、26ページの下、⑦ということで、利用者の快適性の向上という項目でライトアップ等について書かせていただいております。

ここにつきましては、高水敷の遊歩道を使って、鴨川の夜間景観を光・映像によって演出して、新たな魅力を創出すると。利用者あるいは観光者、それから世代間の交流の場となるような空間につくっていきましょうということで、実際の検討、整備していく内容につきましては27ページの上のほうに書いておりますけれども、鴨川にかかっております歴史感のある橋、それから河畔の樹木、沿川の近代建築物などの近年の都市形成の中で残されている資産、鴨川の周辺にあります資産をライトアップとか、あるいはプロジェクションマッピング等の新しい技術を取り入れて表現することによって、次世代に引き継いでいく歴史、文化というのを意識した水辺空間を創出していくと。そういうふうな形で、検討内容について整理をさせていただいております。

ただし、実施に当たりましては、ホテルとかそういう生態系への影響でありますとか、沿川の住環境、また夕刻時ということもございますので、利用者の安全性の確保等にもきちっと配慮するというので、少し、鴨川の持ってます今の資産、それを強調できるように、皆さんにより知っていただけるような形で取り組んでみてはどうかというようなことで表現をしております。ここの部分が変わりましたのが、2点目の大きな変更でございます。

それから、ちょっと表に戻っていただいて、3点目、京都らしさ、鴨川らしさの考慮ということでございます。府民会議でございますし、それからフォローアップ委員会、その中で各委員の先生方から一番いろいろとお言葉をいただいていたのが、鴨川らしさあるいは京都らしさというのを踏まえ、かつ京都のそういう伝統、歴史、そういうものにつきましても尊重したような形で整備をしてほしいというようなご意見がございました。個々の施策につきましては、まだ十分中身が決まってないものもございまして、施策具体化に当たっての全体的な取りまとめということで、12ページのほうになるんですけれども、施策実施に当たっての配慮事項ということで文章を入れております。ちょっと読ませていただきますけれども、「鴨川は人工的な河川であるが、三山の山並みを背景とした優れた景観と清流を持ち、歴史、伝統、文化の都である京都の街や生活と調和し、独特の風情や情緒のある心の落ち着く河川空間を有してきた。また一方で、京都は琵琶湖疎水や路面電車、近代建築等の受け入れやベンチャー企業・大学の街といわれるように、新しさや時代の先端を取り入れ、新しい文化を創り出していく強さを併せ持っている。鴨川整備の各具体的

施策の実施にあたっては、京都の洗練されたきめ細かさや気配り等の知恵を活かし、専門家や府民の意見を取り入れながら計画、整備を進めるものとする。」というような形で、前段のほうで、今後進めるに当たって、次に京都らしさ、鴨川らしさを生かしていくというようなことについて配慮したいということで文章を入れさせていただきました。

それから、4番目の点でございますけれども、フォローアップ委員会のほうで出た意見でございますが、植栽あるいは施設につきまして、きちっとした管理をして、いいものできるだけ長く使えるようにしていくことが大切だというようなご意見をいただいております。少しその辺の部分で抜けておりました公共空間の適切な維持管理という内容につきまして、28ページのほうに追加をさせていただいております。ここの中に記載させていただいておりますのが、植栽の管理とあるいは老朽化等の進行に合わせまして、計画的な修繕・更新を行っていくということについて記入させていただいております。

簡単ではございますけれども、新しい鴨川のアクションプランにつきまして、パブリックコメント等の意見を踏まえた修正内容というものについて説明させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。

既にご意見をいただいております、千年の都・鴨川清流プランというものにつきましての修正箇所の説明をいただいたわけですが、何かご質問とかご意見、ございませんでしょうか。先般この会議でもご指摘いただいたように、いろんな催しを派手にやるのはいかんとかいうご指摘もいただいております。そういう抑えた表現にもしていただいているんじゃないかなと思いますが。いかがでしょうかね。

はい、どうぞ。

○竹門

修正箇所に関しまして確認させていただきまして、全般的にいいと思います。一つだけ加えていただきたい点がございまして、損傷した箇所の改修に関する、改修時の提案です。具体的に言いますと、8ページの3.1.4、適切な河川管理の実施についてです。今回、被災状況を説明いただきましたので、ここに該当する箇所がたくさんあるかと思っております。その際にぜひ加えていただきたいのが、損傷した落差工や護岸の改修時には、河床高をできるだけ下げて淵や深みの保全を促すご配慮をいただきたいということです。

というのは、昔からの鴨川の変遷を見ていきますと、かつては護岸の際や落差工の下流側

には淵が発達していましたが、近年の治水の工事では、この部分を護床工によって平らに敷き詰めるという方針になっているようです。これでは、河床高いと浅くなり水流に横に走ってしまいますので、生息場として不向きです。改修時はこれを改善するチャンスですので、同じ護岸機能を持たせる場合でも護床工をできるだけ低い位置にするような防護ラインを設定していただければ、環境と治水の要請が両方満足できるかと思います。配慮事項の中に、この工夫をぜひ加えていただきたいというのが、魚や水生動物の生息場からの観点でお願いしたい点でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

私の理解がちゃんと届きませんので、ちょっと確認ですが、今ご指摘の点は、河床を掘り下げるということではなくて、河床を高くしないで低い位置に保ちながら平たくすることですか。ちょっとそのあたりが、正確に私も理解できなかつたんで。

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

恐らく、私が聞かせていただいた形で説明させていただきますと、今、落差が生じてる、段差があるんですけれども、段差の下のところが水叩きといいまして、ほんとに浅さが、水のたまりがとれないっていうんですかね。コンクリートなりあるいは石が直に当たると。

○金田座長

大き目の石を散りばめたようなコンクリートになってるところが多いですね。

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

はい。それが高い位置にありますので。昔でありましたら、そのところに少し深みができて、魚とかそういうもの、生物に非常にいい環境があったんですけれども、削られていくことが多いということで、大分高いところに今つくられてまして、そういう形でふちができてないというような形になってます。つくるときに、構造的にどうしても無理な場合は別としまして、自然に配慮した鴨川というのを一つ目指してる方向でございますので、少し低いところといいますかね、深いところで壊れないようにかためると。その上には水がたまる厚さを少し持たせるというようなことについても、少し検討して取り組んでいきたいと思います。

○金田座長

そういう意味でよろしいですか。

○竹門

そういう意味です。護岸に関してもぜひご検討いただきたいです。

○金田座長

だから、要するに河床とか、それとかためるのは下の面において、上に余裕を持たせる。自然のふちができたり堆積物があったりするような状況を考えるということですね。

○竹門

はい。それは損傷したときに修繕するときにチャンスであるということです。

○金田座長

すいません。ちょっと意味がよく理解できなかったので聞き直しました。いかがでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

そうしましたら、これは全体的に非常に量が多いんですが、前回に既にご説明いただきましてご意見をいただいているということもございますので、本日はこういった形で提示されたのに、特に今のご指摘の河床の、魚類の生態等から見た観点からのご指摘以外には、特にご指摘がなかったと考えさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、そういうことで進めていただくということをお願いしたいと思います。

○平田（京都府建設交通部河川課副課長）

はい。それで、この後なんですけれども、きょうの府民会議、それから今週末に鴨川フォローアップ委員会という委員会のほうにもご意見を聞かせていただいて、その後、12月に大体まとめ上げるという形で作業をさせていただきたいと思います。

○金田座長

ただいま説明いただきましたような進行になると思います。なるということです。今週末の鴨川フォローアップ委員会のほうでも意見をお聞きするという作業を入れまして、その上でこの方向を固めるということにするというご説明だと思います。

(2) 鴨川ふれあい空間について

○金田座長

それでは、次の議事に入らせていただきます。2番目、「鴨川ふれあい空間について」、説明をお願いいたします。

○西田（京都府建設交通部都市計画課副課長）

失礼いたします。都市計画課公園担当で副課長をしています西田と申します。座って説

明させていただきます。

それでは、資料2でございます。鴨川ふれあい空間につきまして、資料に基づいて説明をさせていただきます。この事業は、鴨川に多様なパフォーマンスなどを展開できる情報発信スポットを整備するというので、これまで2回、前回ではアンケート結果及び結果を踏まえた設置場所など、説明をさせていただいたところでございます。本日につきましては、これまでの経過、それとご意見等を踏まえた今後の方向性について説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2番のこれまでの経過から説明をさせていただきます。1番、鴨川の現状調査でございます。楽器演奏を含む音楽16種ということで現状調査をしまして、前回、写真等で説明をさせていただきましたとおり、音楽16種、踊り5種、大道芸3種などございました。

それと2番でございます。アンケート結果ということで、詳細は前回ご報告させていただいたところでございますけれども、実態を把握するというので、ことしの7月18日から約5日間と、鴨川納涼の8月3日、4日に仮設ステージを設けさせていただきまして、それぞれ通行者、見学者及び演技者のほうにアンケートをとりました。②の回答概要のほうでございます。回答としましては、通行者105人、見学者172人、演技者38名の合計315人で、主な回答ということで、下の表と合わせながら説明をさせていただきます。まず1つ目といたしまして、表の2つ目でございます。パフォーマンスについてどう思う？という質問に対しまして、賑わい創出なり、鴨川の魅力になるのではないかとということでいただいております、それらの合計が大体90%ほどございます。そういうことから、鴨川におけるパフォーマンスはアンケートをとった段階では、おおむね好意的であるということ。それと、2つ目といたしまして、これは表の3つ目でございます。約75%の方が、四条～御池、上流から言いますと御池～四条のあたりでステージを設置すればどうかというようなことを、意見としていただきました。そのうち、三条～四条となりますと約50%ぐらいでございます。そういったことから、ステージの設置場所として四条～御池の右岸が好ましいということ。それと3つ目でございます。これにつきましては、一番表の下、4番目でございますけれども、アンケートで、パフォーマンスで気になることってという質問に対しては、それぞれ、通行者の支障にならないか、あるいは音量、騒音でございますね。それと場所、時間帯などをいただいております。そういったことから、パフォーマンスはそういった通行者、音量等に配慮する必要があるということでございます。

それと3番目、本会議の、府民会議のほうのご意見でございます。5月に開催しました22回では、集客、安全管理、設営等、運営にはいろいろノウハウが必要ということ。それと2つ目でございます。演目など一定のルールと地域住民の協力が必要不可欠ということ。それと3つ目でございます。鴨川の風情を損なう恐れがあるということ。4つ目、京都らしく、鴨川らしいものをというようなこと。それと、23回、前回の9月の会議でございます。9月では、ステージの設置は利用ルールの徹底など、しっかりとした管理が必要と。鴨川は自然のままであるべき。鴨川に必要なかどうか疑問というご意見。それと、余りコストもかけずに社会実験を行い、問題検証をすればどうかという意見をいただいております。

これらの意見を踏まえまして、裏面でございます、3番の今後の方向性でございます。まず、(1)の取組の考え方でございます。これまでのアンケート結果あるいは前回までの府民会議のご意見等を踏まえまして、1つ目の丸でございます。活動に対する理解を深めること及びパフォーマンスを行う場合のルールやマナー、そういった管理運用面の検証を行う必要があると考えております。そのため、鴨川に多くが集まる日に、演技や情報発信発表の場を提供することとして、短期間のパフォーマンスの発表会を開催するというようなことを一定期間実施して問題点を検討するとともに、今後の対応を検討していきたいと思っております。

2つ目の丸でございます。ステージにつきましては、常設ではなく、府内産木材を用いた組立式といたしまして、治水上支障にならない範囲で、三条～四条右岸の、例えばみそそぎ川の上などに設置しようと考えている次第でございます。

(2)番のステージの構造等でございます。これにつきましては、アンケートの結果を踏まえまして、ステージの規模としては15～50㎡、観客のスペースとしては20～30㎡。当然ながら、置く場所とかにも若干左右されますけど、それぐらいの大きさ、その範囲内の大きさを考えていきたいというふうに思っております。

それと、3番の出演者の募集と審査ということでございます。まず1つ目の丸。出演者の関係でございますけれども、一般募集や文化芸術関係者の推薦によるものとしまして、応募者については一定の審査・確認を行うということで、表のほうに書いてありますとおり、危険物あるいは騒音振動等が著しいものや公序良俗に反する内容ではないか、この辺を審査・確認するというのを考えておる次第でございます。

次に2つ目の丸でございます。2つ目といたしましては、審査時に鴨川におけるパフォ

パフォーマンスのルールあるいはマナーの啓発を行うというようなことで、この下の表につきましては、現在、前回の規制条件ということで書かせてもらっていることと一緒にございます。通行者への配慮、音量の対策等々、この表に記載したこと、あるいは当然ながらやっていく中で、それ以外のことというのも出てくるかと思えます。課題を検証していきながら実施していくということで、当然ながら実施に当たっては、関係者など十分調整を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

説明のほうは、以上でございます。

○金田座長

ただいま説明していただきましたような鴨川ふれあい空間について、これは前回もご意見をいただいているんですけども、いかがでしょうか。ご質問、ご意見。

はい、どうぞ。

○田中

今、お話を伺って感じたことは、何か最初から設置ありきというような進め方で、府のほうは考えておられるようですが、このアンケートの中でも、1ページ目の(2)なのですが、パフォーマンスについてどう思うかというアンケートの質問があったと思うんですが、これについては、余りよく思わない、要らないとかっていう意見はなかったんでしょうか。まず一つお聞きしたい。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

ありました。アンケートで聞いているのは通行者105名、見学者172名、演技者38名です。見学者とか演技者の方については、基本的に好意的に見ていました。通行者105名のうち有効回答が98名でございます、そのうち5名の方が好ましくないというご意見をいただいております。

○田中

三条、四条というのは、以前にも意見を述べたと思うんですが、一応、非常ににぎやかな喧騒の地域でして、特に地域住民の方にとっては、この喧騒、このにぎやかさというのは非常に、住環境として非常に好ましくない、そういう地域の声があると思うんです。日常的に、やはりあそこで今でもパフォーマンスをやっておられる方がおられると聞きますが、私が聞き及びますところによれば、地域の方々にはほんとに夜寝れないときがあると。耳栓を、どうかするとしなければならないぐらい非常にうるさいときがあると。そういうことも踏まえて考えていけば、私、こういう都市計画をしていくときには、やはり真っ先

に地域住民の方の意見を聴取していただいて、どこでどういうぐあいに反映していくかということが、一番手順の大事なことだと思いますので、これは決して欠かさないでほしいと思います。一番の、ルール最初の出発点だと思います。

私個人としては、やはり鴨川の空間というのは、ほんとにその静けさ、鴨川らしいその空間を求めてやはり来られる方、あるいは癒される方がおられるわけですから、ああいうところにまた、にぎやかな上にもう一つにぎやかさを加えるということは、私、委員の一人としては余り好ましくないと思っております。できるなら、こういう、まあ言えば設置は、できることなら少し地域の住民の方と十分お話をしていただいて、妥協点を見いだすなり意見を反映していただくなりして進めていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○松井（恒）

私、前にも言いましたけれども、このパフォーマンスの場所で鴨川を選択するというのは賛成できないほうですね。というのは、パフォーマンスしても観客が20人から30人程度というのでは、スペース的なこともありますし、効果があらわれないし。確かに、昔は鴨川を中心にして文化とかいうのは発展したとか、新しいものが生まれてきたということはあると思うんですけれども、今現在、このパフォーマンスする場所というのは、京都中探せば幾らでも出てくると思うんですよね。なぜ、それを鴨川でしなければいけないのかというのをまず思いますし、その効果といいますか、二、三十人集めただけで、パフォーマンスされる方もそうでしょうし、何か生まれてくるといようなことは考えられないですし、迷惑なだけに終わるんじゃないかと。それよりは、もっとほんとに、岡崎地区であるとか円山公園の音楽堂をもっと有効に使うとか、府庁の中でも今はたくさんオープンにされていますけれども、そういう公共的な場所でパフォーマンスする場所を与えてあげて、より観客もたくさん集まれるようなところで。こういうパフォーマーの人たちを育てていくというのは京都としては大事なことだと思いますので、そのこととしては賛成なんですけれども、鴨川は余りにも場所が狭い。そして、効果があらわれないであろうというのがわかっていながら、こういうものが出てくるといのは、ちょっと首をかしげたいことがあります。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

順番にいきましょう。まず。

○久保

今、田中委員とそれから松井委員のおっしゃられたこと、まことにもっともなことなんですけど、私、先だつてのときにもまずは賛成だと言った手前、これ、今の現状ですね。全くパフォーマーがいない状態で、さあこれを、舞台をつくってやろうじゃないかと。町おこしのふれあいの場をつくろうじゃないかというところが原点であれば、それは田中委員とか松井委員のおっしゃられたとおり、必要ないんじゃないかなというふうにも思うんですけど、今、聞き及んでおられる、ここに記載されているだけでも相当なパフォーマーがパフォーマンスをしております。全く、これももう野放し状態になってるわけですね。

ですから、どうせやらせるならば、行政のくくりの中でやらせたほうがいいのではないかと。音響に関してもそうですし、もろもろのことに関しても、くくりがないと野放しでどこまでそういうことが、無法な部分が進んでいくかというのがわからない状況なので、テスト的に、これをもうずっと常設にするとかそういう部分じゃなくて、さあ、これがテスト的にやってみてどうなるんやっていうのも、やってみてもいいのではないかなっていうのが1案としてあるんですけど。だから、現状、ないわけじゃないので。もう既に無法にやってらっしゃる方がたくさんおられますので、そのあたりを、何かをくくった上でっていうふうな考え方ができないのかなっていうふうに思いますけれども。

○金田座長

じゃ、引き続きどうぞ。

○土居

賛成、反対という意見ではなくて、少し歴史認識について考えておりますことをお話しさせていただきたいと思います。鴨川が芸術文化の発祥地であったというのは、これは戦国時代から関ヶ原の合戦を経て、非常に平和な時代になったときに、鴨川がまだ、ちょうど今の大和大路、あそこがまだ土手だったころ、まだ河原が非常に広くて、広い時期に、しかもいたずら者とかぶき者っていう、一種のアウトローの武士とそれから非常に異様な格好をしたかぶき者が割拠して、そこがどんどん芝居小屋になっていき、見せ物小屋がふえていったという、当時の人々が新しいものを見る一つの娯楽の場所であったという時代背景と、現代のようにテレビとかネットが非常に普及してパフォーマンスを見るという時代

背景とは、少し違うような気がいたしますので、その辺をもう少し考慮して、鴨川がパフォーマンスとしてどういうものがふさわしいかっていうのを、検討していただければなというのが私の意見でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○松井（成）

すいません。私は基本的に前回から賛成の立場ではあったんですけども、静かな、静寂な鴨川も喧騒の鴨川もどちらも鴨川で、京都は特に学生の町でもありますので、そういう学生さんたちが日ごろの成果を発表するような場所が、鴨川でやるということに意味を見いだされる方もいらっしゃると思いますし。そういう意味では、もちろん問題点は幾つかあると思うんですが、その辺はクリアしていけばいい話だというふうに思っています。

ちょっと質問があるんですが、例えば、募集と審査というようなことを書かれているんですけども、私は、基本的に表現規制というのはできる限り慎重にというふうな立場をふだんからとっておきまして、もし表現規制されるような場合には、その理由などは公開されるのでしょうか。それから、ルール・マナーというところで、販売行為は禁止と書いてあるんですが、これは何か理由があつてのことなのでしょう。2点だけご質問させていただきます。

○金田座長

今の質問は。

はい、どうぞ。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

まず、審査の関係でございます。今後、具体的に考えていきたいとは思っているんですが、京都府の中でもいろいろとパフォーマンスを募集してることがございます。そういう中で、どういうことがいけないのかをあらかじめ公序良俗に反しないとか騒音振動と危険物という項目を示して、その中で審査をしていくという形になるかと思えます。公表が望ましければ、公表することも問題ではないと思っております。

販売行為でございますけれども、これは他県の事例でよくあることだと聞いてます。歌を歌う方が自分のCDを売られるとか、それから関係のグッズを売られるとかいう形で、商売にされているようなことがあるということでございます。それはやめていくべきじゃ

ないかということで書いてございます。

○松井（成）

CDとかそういう、パフォーマンスというのを歌ったりとか演奏したりというのもパフォーマンスだと思うんですけども、例えば、今、余りいい例が思い浮かばないんですけど、例えばそば打ちの方が、自分のそば打ちはパフォーマンスだということで皆さんの前でおそばを打つと。で、これ1杯幾らで売りたいんだけどという、そういうことも販売行為に当たるという認識になるんでしょうかね。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

難しい質問で、今、実は答えは持ち合わせてございません。公園内でございますので、物販は禁止という原則があります。そこに基づいたものでございます。

○松井（成）

はい、わかりました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○竹門

竹門ですけれども、前回申し上げた意見がそのままストレートに書かれてなかったので、付加していただきたいと思えます。まず公共施設に位置づけるべきではないというのが私の意見です。つまり、川の中にステージという単目的の構造物を河川管理者がつくるということ自体、私は反対であると申し上げたつもりです。事業をするとすれば、鴨川ふれあい空間という名のもとに場を設定するということはあってもいいだろうと考えます。実際、現在いろいろな目的で使用されてるエリアの中で、この場所についてはそういうステージ的なことをやってもよいという設定です。けれども、それはステージとして施設をつくるんじゃなくて、現状のものに対していわばルールづくりをするというだけのことであって、そこに専用の構造物をつくって、ここでやってくださいみたいな形にするのは、そもそも川の管理の趣旨からして、私は間違ってると思えます。したがって、これの解決の仕方としては、鴨川ふれあい空間の設定とルールづくりということで、ものづくりは一切しないという方針でやっていただくのがいいんじゃないでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろご意見があります。

どうぞ。

○松井（恒）

パフォーマンスに関してなんですけれども、これは府民会議で議題に上げていくより、京都府とか京都市を中心に、もう少しちょっと広範囲で考えたほうがいいと思います。東京とか大阪でやられてるような方式で、例えばパフォーマンスを選ぶ基準とか場所とか、そういうのは東京とか大阪方式を参考にされて、今もう現在やってられますから、それでまずそこからやってかないと、鴨川だけ取り上げてパフォーマンスを発展させるとかいうのは、少し違うんかなとは思いますが。

○金田座長

はい。じゃ、お願いします。

○川崎

私も基本的には前回と同じように賛成の意見を持ってるんですが、ある意味で納涼床のどにぎわいがあるんですが、1年を通して見ると、実はそれほどにぎわいがないというか都市自身の衰退というか、そういうもの等含めて、四条とか河原町の現状もそうですけれども、そういうときに新しい名所、そういうものをつくる可能性があるということですね。

それで、一番の懸念は騒音云々ということがあると思うんですが、実は小さいアンプを使ったときに、現在も京阪三条のあたりでパフォーマンスをやっていますが、まあ大体二、三十m離れると消えてしまう。それともう一つは、堤防なんですけれども、これ、この間、別の会議で建築の先生がおっしゃってられたんですが、堤防っていうのは実は反射があって、なぜ音楽を鴨川でやるのかというと、自分のとこへ返ってきて、水のほうへ音が向かうということですので、割と堤防というのは、そういう意味で音を遮蔽するというか反射する機能がある。そういう意味では、みそそぎ川の上に対して余り高くするというよりは、ステージは少し低目にしておいて、それで先ほど久保さんが言われたみたいに一定のルールでやれば、音がにぎわいを生むだけではなくて、その風景が、河川っていうのは対岸からの対岸景もそうですし、それから橋の上からもそうですし、かなりパノラマに広がりますので、そこでにぎわい、音自身は実際聞こえないと思いますが、それをやってる風景を見ることで過去の、近世だとか絵図で残ってるような、あんなに強烈なにぎわいが出るわけではありませんけれども、まあ一定のルールで品格のあるにぎわいっていうのを生み出す、一つの名所のポイントになるんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

○金田座長

どうぞ。

○金剛

すいません。今、いろいろ皆様のお話を伺って一つ思いましたのが、現状が野放しだということで、先ほどお伺いしました、ご近所の方が騒音ですとかそういうのにいろいろ問題が出てるということ、現状は野放しっていうことが、まず一つ大きな問題としてあるのかなということ。やはり、京都なので鴨川の魅力ということで考えますと、どんなパフォーマンスがこれから展開されるにしろ、京都らしさっていうことをやっぱり一番大事に思っていたきたいなど。いろんなパフォーマンス、現在のものであれば古い伝統的なもの、さまざまなことが、よくわかりませんが、やっぱり京都らしい品格ってというのは鴨川らしさとしてあるものっていうように思います。

で、やはり京都は若者の町ですので、学生さんもすごくたくさん、また最近、同志社の学生さんが帰ってこられて非常ににぎわってきて、また若者らしい活気があふれてきたなと感じていますので、そういう若い人たちがいろいろ文化を発信できたり、表現できるような。京都にはいろいろ大学でもいろんな活動もありますし、また芸大ですとか、そういう芸術関係の学校もたくさんありますので、何かこう品格を失わずに、そして京都らしさをこのまま失わないでできる方法なんか、皆さんで模索していただくと一番理想じゃないかなと思うんです。ただ、難しい問題だとは思いますが。

○金田座長

ありがとうございます。

そしたら、そのお二人、順番にお願いします。

○村島

私の考えはもう基本的に反対なんですけれども、つくること自体ですね。例えばこれをつくったとして、今、いろいろお話が出てる中で、きちっとこういったルールを守って申し込んできてやられる方、そればかりであれば、逆に言うとやってもいいのかなというふうに思うんですけれども、現実、今、三条大橋の辺でやられてる方とか、ああいった方が、こういった申し込みであったり審査を受けに来られるやろかという。で、なおかつ、そんな無視してしまって結局はその、今のところでやってしまうという。こんなルールがあるにかかわらず、やってしまうというね。もし、そういったときに、今やられてるようなアンプを使ってやられるという、これ、やられた場合ってどうなるんですかね。も

し、やったとして、ステージをつくってルールづくりをしたと。その後、結局こういうのはもう無視されてしまって、どっか勝手にやってしまうと、どっかの堤防で。それはどのように規制されるんですかね。

○金田座長

お願いします。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

今の設定というのは、場所だけ決めると常々そこを管理するわけにいかないんで、一つの組立解体式のもので短期間、そこでしっかりと管理できる状態で、その上でやっていただくということなんで、その間の間についてはしっかり行政として管理をしていきますので、ルールはしっかり守っていただかない限りできないような仕組みをつくります。

○金田座長

今のご質問は、その場所じゃなくて、ほかのところでやったらという話じゃなかったんですか。

○村島

結局、この三条のところに舞台をつくったとしますよね。そこでやったら、きちっと申し込んで審査に通ったらできると。こういうことは邪魔くさいからもうええと。今やるところでええやんかと。要するに、ルール無視してやられた場合はどうなるのかということなんですけどね。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

当然、今も一定のルールがある中で大きな音量とか出せない状態でございます。そこが100%管理できてるかといったら、管理できてない現状もでございます。なので、こういう形で一つのルールがあるということを、宣伝効果もありますし、一定、皆さんに知っていただくことも効果としては出てくると思いますので、こういう形でそれを広げていくのがいいんじゃないかなと思ってます。

○村島

要は、やられる方は、私の想像ですけれども、多分無視しちゃうやろなど。出して邪魔くさいことやってるより、別に毎日行ってやっしまえばええやんかと。誰か取り締まりに来たら逃げたらええやんかというような、そういうことになりはしないかなという心配してるんですね。だから、もし、こうしてやられるのであれば、ほかの取り締まることをしていかないと、基本的には元の木阿弥になってしまうんじゃないかなというふうに心配

するんですね。

○金田座長

どうぞ。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

今言われたイタチごっこっていうか、取り締まると、それから逃げる。これはどうしても出てくることですし、それを100%やっていくっていうのは非常に難しいことだと思っております。そういう中で、少しずつ広がりが出てくることのようなやり方っていうのもあるんじゃないかとは思っています。

○金田座長

はい、どうぞ。

○高橋

幾つかあるんですけども、今のお話を聞いてますと、つくると余計な業務がふえるというふうに、まず一つ感じられます。取り締まる取り締まらない、舞台の施設の管理維持、そういう余計な業務だけがふえて、結局イタチごっこになってというふうな状況が見えると。それが一つ。それから、もう一つ、パフォーマンスができる情報発信スポットの整備とありますけれど、現在ですと、パフォーマンスの情報発信はほとんどユーチューブになってますね。鴨川でそんなにパフォーマンスの情報発信をする意味とか意義とか目的は何かということをお考えますと、恐らく答えはそんなに出てこない。それよりも、ネットのほうが情報発信には最適であるという現状があるんじゃないでしょうか。

それから、先ほども言いましたけれど、初期コストそれからランニングコストというのがさらにかかってくる、悪く言えば余計な設備ではないかなという気がします。現状を見てますと、私も、何度も言いますが、ランニングで鴨川をほとんど毎日走っておりますけれども、見てると練習してる人がほとんどです。パフォーマーとして演じて、それを見てもらって評価してもらおうというふうな様子はほとんど見られないと。前回配付されたアンケートの質問項目を見ましても、よくよく見ると、中立公平なアンケートのように見えない。どうも肯定的回答を得られるようなアンケートの様式になっているとしか見えないので、先ほど質問がありましたように、好ましくない回答5名だったというふうにおっしゃいますけれども、これ、質問の仕方によればさらにいろいろ問題が出てくるんじゃないかと思えます。

戻りますけれども、経費もかかる人手もかかる、それでいて無視する人たちも出てくる、

それを取り締まる。こういうことの繰り返しになるようなことは、むしろ私としては避けるべきではないかと。社会実験をやるということであれば、別に鴨川でなくてもよい。河川管理者がこういう情報発信をすること自体が、業務の本質、本筋ではないというふうに私は思われて仕方ありません。それよりももっとプライオリティーの高いことが、鴨川を維持管理、鴨川をよくするためにはあるのではないのでしょうか。もっと先にやらなければならないこと、あるいはもっとお金をかけなければならないことというものが、もっとほかにあると思います。私は、前回申しましたように、このふれあい空間については賛成をしかねると。むしろ反対であり、問題を起こすもとであろうと。行政の方々もそうだと思いますし、行く行くいろいろ問題が出てくるものになろうかと。それよりも、現状のいわゆるパフォーマーと言われるように思われてる人たちの環境整備をしてあげるほうがいいんじゃないかという気がいたします。いかがでしょうか。

○金田座長

手を挙げておられますか、田中委員。

はい、どうぞ。

○田中

先ほどご意見述べさせてもらったんですが、久保委員からお話しなされたように、今、自由に使わせてる、いろんな人たちが使っている、それを、この今のステージをつくることによって規制できるんだと。つまり、そうすることによって、ステージをつくることによって規制ができるんだというふうに私は受けたんですが、これは行政側としては、これでもうステージをつくったら、今の自由に使ってる、それまでですよ、使ってる人たちに使うなということと言えるんですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

今まで自由に使ってらっしゃる方は、河川敷でございますので、自由使用の範疇では使えます。もちろん、大きな音を出したり、規制される範囲もございます。練習とか余り音を出さない範囲では、これを将来にわたって規制するものではないです。ただ、こういうものをつくることによって、こういうルールがあるんだということを知らせて、皆さんにそれが広がっていくことによって、よりよい方向に向かっていくという効果があるんじゃないかと思っておりますし、鴨川も規制一辺倒でいくよりも、やっぱりそういう皆さんの意識が、良いほうに向いていくようにやっていくべきじゃないかなと思っております。

○金田座長

どうぞ。

○田中

端的に申し上げて、つまり、ステージをつくっても、仮設でとったりつくり方がいろいろある、選択肢はあると思うんですが、ない場合でも自由使用ということになれば、だから日常的にいつでも、音が出たり踊ったりしてるその音っていうものが出てくると。そう理解していいんですか。つまり、ステージをつくって規制するんじゃなくて、ステージのないときでも、あそこは自由使用できるわけですよね。ということは、今までどおり日常的に同じようなことが繰り返されるし、ステージがあるときはステージでまた催されるといふ。これ、ずっと続くわけですよね。ステージのないときは使わせないっていうことはできませんよね。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

現状ではやっぱりちょっと難しいと思います。

○金田座長

今の点でちょっと私も聞きたいんですが、鴨川の河川敷は都市公園に準ずる空間として運営するという基本的な大前提が我々の中にあつたと思うんですが、都市公園であると仮にすれば、準ずるといふ形になってますから少し曖昧ですけども、そのときはそういうパフォーマンスはどうなるんですか。都市公園だとすれば。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

すいません。鴨川は河川敷のところ、特に高水敷のところは都市公園に準ずるじゃなくて都市公園でございます。

○金田座長

都市公園ですね。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

はい。公園管理者としてはそういうことをやっていくということでございます。

○金田座長

都市公園としてそういうことを考えているということ。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

そうです。河川管理者ではないです。公園管理者という意味でございます。

○金田座長

そういう意味ですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

はい。

○金田座長

今、たくさんご意見いただきましたので、これをどういうふうに理解するかって難しいと思うんですが、現在の形での質問を私なりに少し整理してみると、論点が四つくらいに分かれるんじゃないかなと思っております。

まず一つは、この提案とアンケートとか考え方全般にかかわる基本的なところですけど、実施を前提として考え過ぎてないかという基本線ですね。それで、なぜ鴨川なのかとか、現代の鴨川にふさわしいのかとかというような疑問が出ております。これは、基本的なコンセプトに関する点だと思えます。それから、もう一つは、都市公園であると同時にここは河川敷でありますから、その、基本的なところでありますけれども、住民の意見がちゃんと反映されてるとというのが原則なのに、それはアンケートも含めて出てきてないのはどうなのかというのが一つ。それから、河川敷であるのに川の中に施設をつくるというのはいかかなものかと。根本的な方向に反していないかというのが疑問として出ております。ですから、同時にそれは反対という意見にも結びつくんですけども、という形です。これが2つ目のグループだろうと思えます。

それから、3つ目のグループは、現在も野放しのような状態になっている実態があるので、それを、テスト的にしろコントロールするということを考えたらどうかというのが、一つのグループだろうと思えます。その際には、京都らしさとか品格とかということが大事だとかいう話がありますし、規制とか取り締まりはどうなるのかとかいう話もあります。取り締まりとかはどうなのかってということですね。そういったご意見も出ております。で、このほかに、最後のグループになりますが、もうちょっと積極的に認めていいんではないかというふうにお考えなのは、学生の町であるからとか、堤防があるから騒音問題は発生しにくいというご意見もありましたし。一方で、練習がほとんどだからパフォーマンスとしてやるという必要性はないという意見もありました。

大ざっぱにまとめると、この四つぐらいのグループになるんじゃないかなというふうと思うんですが、この四つのグループに入らないというご意見がもしございましたら。

はい、どうぞ。

○川嶋

幾つかちょっとあるんですけども、もしかしたら先ほど出た意見とかにつながってる

というか、一緒の部分とかもあると思うんですけど、私から3点ほどちょっとお話しさせていたきたいなと思うことがあります。

まず一つが、私は、このふれあい空間をつくることについては賛成の立場として意見させていただくんですけれども、先ほどの意見の中に、野放しよりも、確かにくりをつけたほうがいいっていう意見がありまして、私もそれには賛成しています。実際に鴨川とかの河川敷などでパフォーマンスをしている人とかっていうのは、自分たちの音が周りの人たちに迷惑かからないかどうかっていうのを、結構気にしたりとかして音量調節したりしてる人たちも中にはいて。なので、一概に迷惑をかけているとは言えないのではないかなとは、正直思っています。ですけれども、こちら側の意見とまたそちら、パフォーマンスをする人たちの考え方とか意見っていうのも、今の段階では食い違っている部分もあったりとかすると思うので、そういったふれあい空間などを設けたりして、確かなくりをつけたりして交流する機会とかを設けたほうがいいのではないかなと少し思っております。

2点目が、表現の場をふやすという意味では、確かに鴨川である必要があるかどうかっていうところは、少し疑問に思う点があるんですけれども。なので、そういった点で見るとであれば、ほかのところや音楽堂などっていうので利用してもらおうというフォローのほうを、対策として考えたらいいのではないかなと思っています。最後に3点目なんですけれども、今お話を聞いていて、何か常時ステージを設けたりとかするのがどうなのかとか、あと、鴨川の河川敷っていうのは都市公園っていうのになっているので、普通に考えれば、例えば私が鴨川にハーモニカを吹きに行ったりとかするのは認められるとしたら、別に鴨川でパフォーマンスをする人とか練習をする人がいても、普通はおかしくはないと思うんですけど、何か規制をするっていう方向に結構走ってるような気もしてるので、何かそういうところがちょっと気になっています。

その対策、対策になるかどうかわからないんですけど、対策として、例えば鴨川パフォーマンスフェスタみたいな感じで、年に2回とか二日間ぐらい、鴨川で学生とかがパフォーマンスを表現できるステージをつくって表現するフェスタみたいなのをすることができれば、その中で例えば鴨川のごみ対策だとか、音量のこととか、そういった通行者への配慮のこととかっていうのも、そのフェスタを行う中で呼びかけることができるのではないかなと考えました。

話がまとまってるかどうかちょっと難しいところではあると思うんですけど、私の意見として三つあります。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

具体的な提案を含めてお話しいただきましたが、ほかに四つの観点以外の点、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○川崎

河川敷の中に施設をつくるかどうかという論点ですが、これ、現在、国土交通省のほうでも昨年いろんな新たな通達が出て、基本的に安全であるとか治水上問題がないとかそういうことであれば、できるだけ町の活性化とともに規制緩和っていうものやっ
てはどうかと。今まで、非常に厳格に土地利用だとか施設利用との間の境界が非常に厳しい状況になっていたわけですが、それをできるだけ、町と川との間のつながりとか、そういうものを一つつけるということが重要だと思いますし。それから、先ほどご意見いただいた中で騒音っていう、いろいろ京都でやってるんですが、これ今まで社会問題として大きな問題になったかどうかというのが、私も一つ疑問に思います。ほんとに騒音がひどければ、かなり警察だとかいろんなところにも通報が行きますし、それから河川管理者の方々にも問題が行くと思うんですが、そこは人の裁量とそれから住民の側の裁量の中でうまくできてきたっていう、過去の経緯もあると思いますので。ただし、それはある種やっぱり事実をちゃんと確認して、きちっとしていくと。徹底的なルールづくりがいいのかどうかというのは、私は疑問に思ってるので。

それからもう一つは、鴨川でやる理由は、先ほど申しましたように非常に幅の広い視覚領域の中に入るの、景観として非常に豊かになるということは、私は思ってます。それで、もう一つは、今は逆に内側へ向かって、例えば iPad だとかミニだとかいろんなのが出て、スマホでしたり、若い人たちが、逆に言うと外へ出る場が物すごく少なくなっているというような気がして、もっと健康な都市づくりとか、そういうことを目指す意味では、鴨川でやる意義というのは大きいのではないかというふうに思ってます。

以上です。

○金田座長

いろんな意見をいただいております、お聞きすればするほどどんどんまとまらなくなりますので、いろんなご意見を今のところいただいたんじゃないかと思えます。先ほど、

無理やり四つぐらいの観点にまとめましたし、さらに具体的なご提案もありましたし、それから今、河川敷の利用にかかわる基本的な取り扱いにかかわる問題もご説明いただいたところなんですけど、これらを少し踏まえまして、本日もご提案いただいているようなことについて、もう一度お考えをいただくということ、ここで申し上げておくというのはいかがでしょうか。もちろん、この方向性はかなり多岐にわたってますので、相当難しい宿題にはなるとは思うんですけども、特に私は、何か目的全体、コンセプト全体としてこれを実施するという方向でちょっと固まり過ぎてないかという話がありましたが、それが恐らく一番大きいと思いますね。そして、なぜか鴨川かとかという実施方向の先にその部分だと思ってしまうんですけども、そのあたりも含めてご検討いただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

ほんとにいろんなご議論があると思うんです。賛否両論がすごくあるなという中で、我々が言った中で誤解もあるのかもしれないですけど、最後に川嶋さんがちょっと言ったように、基本的なイメージとしては年に1回か2回、場合によっては3回というものもあるんかもしれないですけど、その程度の回数をやっていこうということでございます。そういう中でそれを数年続けてみて、いいか悪いかを判断して、その後の状況を決めたいということでございます。今回提案した趣旨はそういうことでございます。

多分なかなか、これ以上のことを議論しても難しいんじゃないかなと思ってまして、できたら一度実験してみろよと言っていたのか、それとも、もうやめとけよというのか。できたら、お願いしたいかと思えます。

○金田座長

一番基本的なところで言うと、今申しましたように、なぜ鴨川かというところと、それから住民の意見というのと、それから、仮設で一時的なものだということで施設が問題ないとするばということですけども、そういうことと、そういう規制にかかわるプラスとマイナスの面と、いろんなところが非常に基本的なところですので、これを実施すると仮にすれば、実施体制をどうするかということも含めて考えないといけないと思いますので。やはり、どうでしょう、一度やるにしても。仮に一度やるというんだったら、その一度はどんな形がいいのかっていうことも、またちょっとやはりご意見を承ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

はい。

○田中

これは都市計画課の計画ということなんで、河川課の方は、言いにくいかもわからないでしょうけれども、どのように把握しておられるのか。もし教えていただければありがたいと思います。

○金田座長

はい。

○板屋（京都府建設交通部理事）

河川関係で申しますと、現状も、いろいろな方々の利活用に河川敷を使っていた中で、一定のこういう取り組みについて、治水上あるいは河川管理上あるいは一般の利用上、支障のない範囲であれば、公的な目的のもとに取り組んでいただく部分については、問題はないものというふうに考えてございます。いずれにしましても、どういうもので具体的にやっていくかということについて個別にご相談させていただいた上で取り組んでいただくことになると考えておりますので、そういった前提で現在、検討していただいているというふうに理解してるところでございます。

以上でございます。

○金田座長

本年度のこの府民会議の予定は年度内にもう一度予定されていると思いますけれども。これは、一度やってみたいという事務局のご意見からすれば、これは今年度内ということですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

今年度内にイベントをとということではないです。

○金田座長

ないですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

はい。来年度でもいいです。

○金田座長

そうですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

ただ、実際に鴨川でつくる以上、余りお金をかけない範囲でということではございます

けど、組立解体式ということで、風景になじむような府内産木材などを使うということで、ちょっとこれらの加工等々、実際にやっていかなきゃいけないということもあるんで、できればその方向性が決まるとありがたいと考えています。

○金田座長

1回はやるにしろ、今のところご意見は非常に分かれておりますし、かなりネガティブな意見もございますので、やはり、絶対やるというふうにここで決めてしまうということは、きょうのご意見からするとできないと思いますので、やはり、もしやるとしても、それで1回やるんだったらこんなことでという、具体的な案をご提示いただいて、もう一度ご意見いただかないと難しいというふうに、今の段階では思います。ですから、今の段階で、今のこの鴨川府民会議としてやってみろという話にはなっていないと思いますので、そのあたりはぜひ慎重にお考えいただきたいというふうに思います。

この件だけで本日終わるわけにはまいりませんので、とりあえずここでこの件につきましては区切らせていただいて、次のほうに行きたいと思います。

(3) 鴨川における良好な景観形成について

○金田座長

3番目です。「鴨川における良好な景観形成について」です。ご説明をお願いします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の高野と申します。失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、資料3に基づきまして、鴨川における良好な景観についてということで説明をさせていただきます。この議題につきましましては、前回の府民会議におきまして二条大橋～五条大橋の間のエアコンの室外機の景観対策について、今後取り組んでいきたいということをご報告したところでございます。その後の具体的な取り組みといたしまして、ここに書いておりますように、学識者等によりまして「鴨川景観対策懇話会」というものを設置しまして、第1回目の懇話会を開催しておりますので、その概要を報告したいと思います。委員につきましましては、ここに書いてございます7名の方をお願いしております。当鴨川府民会議のメンバーであります川崎様、久保様、土居様にもご参画いただいているところでございます。

それで、第1回目の懇話会につきましましては、去る11月5日に開催しております。まず説明内容ですけれども、京都府からは、エアコンの室外機の現状について説明をしております。具体的には、ここに書いてますように、鴨川に面し設置されているエアコンの室外機

は、良好な景観の阻害要因となっていることであるとか、納涼床の景観との調和がとれていないといったこと。それから、洪水への支障となっているといった問題があるといったことです。

それから、当面の対応といたしましては、鴨川全体の景観をどうしていくかということ議論する必要もあるんですけども、その前にまず当面の懸案となつてなっておりますエアコンの室外機対策を優先しまして、検討それから実施していきたいということで、具体的にはここに括弧書きで書いてますように、ガイドラインといったものを策定していきたいということ。

それから、具体的な検討内容（案）といたしましては、対象範囲についてはここに書いてますような範囲ということで、対策方法としては、室外機の移設それから目隠し、植栽による目隠し等が考えられること。それから、裏面のほうへ行っていただきまして、対策課題につきましては、まず目隠しの材質、木製、金属製、その他。それから、色、形状等をどうするか。それから、室外機の移設の位置であるとかトータルコスト、景観上の課題、治水上の課題と。そういった課題があるというようなことを説明いたしております。それから、京都市さんのほうからは、市街地景観整備条例による規制の内容、適用範囲であるとか修景方法等について説明がなされたところでございます。

それで、具体的な現状とそれから対策案につきましては、別とじのカラーで第24回鴨川府民会議資料ということで、右肩にナンバーの打ってある、また後で回収させていただきたいと思ってるんですけど、その資料をごらんいただきたいと思います。資料の左下のほうにページが小さく打ってあると思いますけれども、まず2ページから11ページまでが室外機の現状、それから12ページ以降は対策の具体的案ということになっております。

まず、2ページから9ページの写真につきましては、室外機がちょっとむき出しになつてるような状態のものでありまして、これは上流から下流に向かって歩くとこのような景観が見られるという状況でございます。見ていただきますと、壁にくっついてるものから護岸の上に置いてあるもの、大きさや形もさまざまでございます。やはり、白っぽい色のものがほとんどでございまして、特に背景が木造の建物ではちょっと目立っているのではないかなというふうに思っております。それから10ページですね。10ページのところにつきましては、これは独自にエアコンの室外機のカバーを施工されてる事例ということで、こういったカバーをされてる事例もございます。それから、めくっていただいて11ページですけども、これは台風18号のときのエアコンの室外機の状況ということなんです。

と左上の写真とか見ていただきますと、かなりごみがくっついておりまして、このごみの状況からしますと、ここに写ってる室外機につきましては、水につかったのではないかなと思われまして、治水上の問題が出てきているというふうに考えております。

それから、12ページ以降は対策の具体的案ということで、幾つか挙げております。まず、12ページは個別にカバーをするタイプ、これは木製ということで、ホームページ等のカタログからちょっと引用しております。このタイプにつきまして、特徴としては景観に適した見栄えであるとか、それから間伐材を使用することにより環境に配慮しているとか、加工が簡単であるとか。ただ、耐久性につきましては数年程度ぐらいはもつと。それから、コストは比較的安価であると。それから、設置手間につきましては比較的簡易ではないかというようなことです。それから、13ページのほうは同じく個別カバータイプなんですけれども、これは金属製ということになっております。これにつきましては、耐久性にすぐれているといったことです。この写真は、横の格子になっておりますけれども、京都では縦の格子が一般的ではないかなと、ちょっと考えております。

それから14ページにつきましては、これは帯型カバータイプと言っておりますけれども、これは木製のものとございます。これにつきましては、複数の室外機が並んでる場所に適しているのではないかなというふうに考えております。この写真につきましてはびっしりとカバーがしてありまして、中が見えないような状態になっておるんですけれども、こういう状態ですといろんなものが置かれる恐れがありますので、できれば次のページにありますような、ちょっと格子のようなものがほんとはよいのではないかなというふうに考えております。15ページのほうは、そういう帯型タイプの金属製のものというもので、これにつきましては耐久性はすぐれていますけれども、比較的高価ではないかなというふうに思います。

それから16ページのほうは、これはすだれを前面にかけているタイプということで、これにつきましては、もちろん耐久性は余りよくないんですけれども、コストにつきましては安価であるとか、それから設置手間につきましても簡単であるといった利点もあるのかなと思っております。それから、最後は植樹タイプということで、これにつきましては実際、二条大橋の下流にあるんですけれども、これを、例えば区間全域に植樹をした場合には、洪水時に流されるといった恐れもありますので、治水上の問題が懸念されるのではないかなというふうに考えております。

もとの資料に戻っていただいて、資料の最後にA3の横長の比較表というのをつけてお

ります。これにつきましては、今、述べましたようなそれぞれのタイプを見やすいように表にしたものでございまして、表の中で丸とか三角とか二重丸とかついておりますけれども、これにつきましては、評価を便宜上見やすいように、そういう記号であらわしているということでございます。

それから、資料3のまた裏面のほうに戻っていただきまして、こういった説明に対しまして、(3)の主な意見というところなんですけれども、主な意見として三つほど挙げております。まず1つ目は、全て同じ方法をとるのではなくて、室外機が設置されている箇所の条件によって対応策を選択できるようなことも考えてはどうかといった意見。それから2番目としましては、所有者は、室外機を設置している場所は床下あるいは家の裏側といったような意識がありますことから、そういった意識を変えることが必要ではないかといった意見。それから、木ではなくて、洪水時に影響の少ない草のような、そういう植栽についても検討してはどうかといったような意見が主な意見として出されておりました。

(4)の今後の懇話会の進め方というところなんですけれども、第2回以降の懇話会につきましては、当面の課題でありますエアコンの室外機の景観対策について、事務局のほうから具体的なイメージをお示しした上で議論いただきまして、懇話会でのご意見を踏まえてガイドラインを作成して、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。その後に、鴨川における全体的な、全般的な景観の課題について議論していただきたいと考えております。そういったことで、去る11月5日に懇話会を開催しておりまして、その状況は以上のとおりです。

説明は以上です。

○金田座長

ご質問いただく前に、今後の懇話会の進め方はお聞きしたんですけど、その日程というか、いつごろまでに例えばガイドラインをつくりたいとか、次にどういう形でいつごろやられるとかというのは、ちょっと説明お願いできますか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そうですね。懇話会、第2回目につきましては、まだ具体的に日程も調整できてないんですけども、できたら年内に開きまして、その後、年明けにでもガイドラインといったものをつくっていただければなというふうに考えております。

○金田座長

という状況だそうですが、何かご質問とか、こういうことも考えてほしいとかというよ

うなことがございましたら、どうぞ。

どうぞ。

○久保

懇話会のほうに行かせていただいておりますけれども、あのときにお話をしております中で、景観ということですから、室外機に色をつけるという案を出したつもりなんですけど、それが全く反映されていないように思うんですが、いかがでしょうか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そうですね。確かにそういった案も出ておまして。第1回目の懇話会のときには、事務局のほうから提案させていただいてなかったんですけれども、第2回目につきましては、そういったいただいたご意見もちゃんと踏まえまして、ここのご意見にありますように、条件によってやっぱり対応策のほうが変わってくるんだらうということで、いただいたそういった色を塗るといったことも含めまして、具体的な提案をしていきたいというふうに考えております。

○久保

それと、もう1点だけいいですか。

○金田座長

はい。

○久保

もう1点。この植栽という部分で、一番最後の部分になってる植樹ですね。この意見の中で、洪水時のときにも影響のない草のような植栽はいかがですかという意見がっていうより、むしろ植栽というほうを提案したつもりなんですけれども。高橋氏なんかは走ってらっしゃるからよく御存じかもわかりませんが、御池通りのところの、御池の大橋右岸側ですね。非常に、まあ言うたら、きれいな植栽がずっと植わってて、洪水でも流されませんでした。あのようなものが植えられれば、非常に景観上もいいのかなというふうに考えておりますので。それも、この場ではあれじゃないですけど。それをメインに反映していただきたいというふうに考えておりますので、はい。植樹じゃなくて植栽、はい。すいません、申しわけございません。

○金田座長

ほか。

はい、どうぞ。

○村島

すいません。ちょっとお聞きしたいんですが、このカバーのタイプの木製とか金属製と
かありますね。この12ページ、13ページ、14ページ、これって費用は大体どれぐらいかか
るもんなんですか。お幾らぐらいのもんなんですか、これ。

○金田座長

いかがでしょうか。高い、安いっていうだけのご説明はありましたが。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

すいません。例えば木製のもので、例えば府内産の間伐材を使った場合、大体ざっと3
万円ぐらいとかいう試算はしてございます。あと、金属製につきましてはちょっと正確な
数字は持ち合わせてないんですけれども、安いものであれば1万円からとか、ピンからキ
リまでみたいなどころはあるようです。

○村島

この14ページみたいに、こう掘みたいにするというの、これはかなり費用がかかるもん
なんですか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

すいません。これも積算についてはまだ十分できていませんので、今後、十分その辺も、
大体標準的な値段をはじき出していきたいと思います。

○村島

例えばこういったものをつけるっていうことになると、これは各エアコンをお持ちの家
の方が費用を負担するっていうことになるわけですか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

基本はそのように、はい、考えております。

○村島

例えば京都府とか京都市とかでモデル的なものをつくって、そういったものをやった場
合には補助金が出るとか、出すとか、そうして促進策として考えたらいかがかなと思うん
ですけどね。もし、そうやって同じデザインでそろえられれば非常にきれいになるんじゃ
ないかなと思いますし。もっとよく言えば、北山杉、いっぱい余ってますよね、今。あれ、
持ってきて張ってしまうとかですね。それも補助金で何割か、2割とか3割は府なり市な
りが負担するというようなことも、あってもいいんじゃないかなというふうな気がするん
ですけどね。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そうですね。まずガイドライン、どのようなものがあるのかということですね。それをつくりまして、その後、そういった費用負担をどうしていくのかということにつきましては、その後、早急に検討していきたいと思っております。

○金田座長

ほかに何か。

はい、どうぞ。

○竹門

植栽あるいは植樹に関しての効果なんですけれども、水生昆虫が羽化をしてライトに集まってきて、衛生上問題があるっていうようなことは、京都では割とメジャーな問題なんですけれども。同じことが宇治川で大問題になりまして、私も宇治川のトビケラ対策の委員会の委員として、いろいろ調べた結果、河岸に植物があると、そこを足場にして止まるため飛んでくる量が減ると考えられました。ところが、何もないとダイレクトに電気に行ってしまうので、河岸に木があることが、飲食店街にとってみれば、トビケラを遮蔽する効果を持つてることがわかってまいりました。したがって、こういった木が飲食店と川との間にあることが、そういった効果を持つていうことを検討に加えたほうがよからうっていうのが、別の委員会からの情報でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

今、二つご提案がありまして、植栽が別の虫害に関する効果を持つてる可能性があるということと、それから、少なくとも例えば府などで、府か市かわからないけれども、補助金を出してモデルをつくれれば、非常に統一されてきれいになるという方向を推奨できるのではないかっていう意見もありました。ほかに何かございますか。

そうしましたら、これは具体的には、設置いただきました懇話会のほうを中心に検討を進めていただくということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

実はきょうは最後に6番目の議題として、5人の府民会議のメンバーから意見発表いただくことになっております。あと、三つをこなすには4時までにはちょっと難しい状況になっていますが、このまま続けましょうか。ちょっと5分ほどでも休憩しましょうか。どうでしょう。少し4時を過ぎるかもしれませんが、とりあえず一度、5分ほど休憩を入れまして、3時半から再開するというにさせていただきたいと思っております。

[午後 3時24分 休憩]

[午後 3時30分 再開]

(第4期メンバーの公募について)

○金田座長

お二人、まだお戻りではございませんが、まもなくお戻りになると思いますので、先がつかえておりますので再開させていただきたいと思います。

議事の4番目に入らせていただきます。「第4期メンバーの公募について」ということですが、ちょっと急いで説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、資料4に基づきまして、第4期メンバーの公募について説明させていただきます。現在の公募メンバーの方につきましては、来年の3月末までが任期となっております。そのため、来年の4月以降の第4期メンバーを次のとおり募集したいと考えております。まず募集人数につきましては、10名以内ということで、これまでどおりです。それから任期は、来年の4月から2年間ということで考えております。

それから、2の応募要領ですけれども、ここにつきまして、ちょっと変更点が(1)の⑥ですね。2期以上鴨川府民会議メンバーに選任されていないことということで、これはできるだけ多くの方々のご意見をお聞きしたいといった趣旨で、今回新たに入れさせてもらったものでございます。それから、応募方法につきましては申込書と論文。応募期間につきましては、この府民会議が終わってから、11月22日から来年の1月17日までというふうに考えております。選考につきましては、提出された書類に基づきまして、選考委員会を2月ぐらいに開催しまして決定していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○金田座長

これまでも何回か既に実施していただいているわけですが、公募をやっていただくけれども、今回、一つだけ新しい条件が入っているという。しかし、それは広く意見をお聞きするためであるということのようですが、いかがでしょうか。特に問題がなければ、こういうぐあいにさせていただこうと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(5) 鴨川四季の日について

○金田座長

それから、その次、5番目です。「鴨川四季の日について」です。説明をお願いします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、資料5に基づきまして、鴨川四季の日について説明をさせていただきます。まず、「鴨川四季の日～秋～」の実施結果でございますが、秋の日につきましては10月13日～27日を期間として実施しました。内容につきましては、ホームページによる情報発信ということで、鴨川の秋の風景写真でありますとか行事を紹介しております。特に、(2)のところを書いてありますように、第20回鴨川合同クリーンハイクが10月13日に実施されて、これは「鴨川を美しくする会」さんの主催でありますけれども、1,500名余りの方、77団体が参加されて鴨川の清掃活動が行われました。それから、(3)につきましては、府庁の展示ロビーにおきましてパネル展示等を行ってございます。

それから、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。冬の日のご取り組みでございますが、「鴨川四季の日～冬～」につきましては、期間を2月16日～23日までに設定したいと考えております。情報発信の方法につきましては、従前と同じような内容で考えております。それから、発信内容につきましては、鴨川の冬の景色でありますとか冬に見られる野鳥の紹介等を行いたいと思います。それから、イベントの紹介としては、河川課主催の「鴨川探検！再発見！」でありますとか、「日本野鳥の会京都支部」さんの主催であります「鴨川リレー探鳥会」等を紹介していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○金田座長

何か特にご注意いただくようなこと、ございますでしょうか。

それでは、こういう形で実施していただくということでございます。よろしく申し上げます。

(6) 鴨川府民会議メンバーからの意見発表

○金田座長

本日の議事の中心的なテーマの一つですが、会議メンバーから、特に公募メンバーから中心に意見発表をお願いするというので、2回に分けて、今回と次回に分けて意見発表をお聞きするというにしております。お一人七、八分ということで既にお願ひしていただいているわけですが、資料6のような形で既にペーパーでいただいておりますけれども、これからの時間を使って、これ全て読んでいただくときと時間がかかると思いますので、要点につきましてご説明いただけたらと思います。大変恐縮ですが、一人7分ずつ

ご意見をいただくとして、5人ですので35分かかります。したがって、予定時間4時には終わらなくて、4時10分余り、10分過ぎには、順調にいきましてそのくらいになるかと思えます。その点、ご了解いただけましたら幸いです。

それでは、早速でございますが、名簿の、単なるこれは五十音順、でもないのか。名簿見たら私が上にあって五十音順になってないなと思いましたが、要するに上のほうからの順番でございます。この順番でお願いできればと思います。

まず、飯塚委員のほうからお願いしたいと思います。

○飯塚

すいません。飯塚です。よろしくお願いします。

私のほうから意見を発表させていただきます。本日、テーマとしましては二つ挙げさせていただきました。7分にならないように、できるだけコンパクトにお話をさせていただければと思います。どのようなテーマでお話ししようかなといろいろ考えておきまして、私自身がちょっと関係しているところも含めてのお話のほうがいいのかなと思って、考えさせていただきました。

まず1点目ですけれども、1点目は鴨川、高野川にかかる橋についてということで、皆さん御存じのように七条大橋というのが今年100周年になりまして、それを中心にちょっとお話をさせていただければと考えております。まず、現在、鴨川・高野川にはたくさん橋が架かっておりますけれども、それを時代的に見てみますと、いずれも大正時代以降に架けられたものでして、資料の右側に鴨川の橋の開橋年を挙げさせていただきました。これに関しては今現在かかっている橋の開橋年でして、公な資料に基づいてますので大方間違いはないと思うんですけれども、これ見ていただきますと、七条大橋は大正2年ということで、1913年ということで100年になっているということです。

それで、御存じのように、明治末期から開始された京都市の三大事業によって、道路が広げられたり、市電が敷設されたりとか、新しく、明治以前にあった橋も架け替えられたわけですけれども、その多くは先ほどの議題のなかでもありましたけれども、鴨川の昭和10年の大洪水で流失してしまいました。そうした中で、幸いにして七条大橋が今年の4月14日の時点で100周年を迎えるということで、現京都市長の門川市長にも当時の井上密市長と同じように鴨川の西の端から東の端まで橋渡りをちょっとお願いして、門川市長を筆頭にそこに集まったメンバーと一緒に橋渡りをしました。

そうしたものは、一応、京都新聞のほうにも掲載させていただきましたけれども、私自

身がここで挙げさせていただきたい内容としましては、この鴨川府民会議でも取り組まれております鴨川ギャラリーというものが、まさにこの2年間の府民会議の中で重要な議題ですし、実際設置された新しい話題だと思います。それを今後考える中で、例えば橋の周りだけでなく、橋そのものの歴史に関してもギャラリーで取り上げてみるのも面白いのではないかとということで、意見を挙げさせていただきました。これに関しては、京都が千年の都と言われる中で、近代のたった100年足らずの歴史なのかもしれませんが、近年、近代化遺産とか、近代技術が使われた建築ですとか橋梁とか、そういったものが注目されてますので、そこら辺に関しても、新しい歴史なのかもしれませんが、注目していただければということで挙げさせていただきました。

これで4分ぐらいなので、あと、2点目は簡単にお話をさせていただければと思います。2点目は、鴨川・高野川のかかわる情報の地図化・可視化ということなんですけれども、「鴨川マップ構想」と、ちょっと大きく書かせていただきましたけれども、私自身組みたいテーマとして、公募の書類のほうで書かせていただいた内容は、私自身、地図を使ってちょっと研究をしておりますもので、GIS（地理情報システム）というパソコン技術を用いて鴨川マップをつくりたいという内容を挙げさせていただいて、幸いにしこやって公募メンバーに加えていただきました。鴨川府民会議の中では、野鳥をはじめとする生育環境とか生態系の問題ですとか、もちろん魚もそうですけれども、あとヌートリアの問題ですとか、それだけではなくて、環境問題、空間利用の問題とか、さまざまな問題がこの会議で議題に上がっているわけなんですけれども、私自身、どこでどのようなことが行われているかということについて常に注意を払っております。しかしながら、この府民会議の議論の中で、いつもどこで何が起こってるんだろうということ、自分自身処理することがなかなか追いつかなかったり、処理するだけで終わってしまったという反省があります。

我々のメンバーだけではなく、今後、広く府民や京都市民ですとか、もちろん京都以外の方にも知っていただくために、せめて、本日議題に挙がっているような素晴らしい地図とか図面を、今現在、鴨川ではこのような問題が行われているというのを、せめてウェブ上に提示してほしいです。資料、PDFファイルとして掲載されてるのはもう重々承知はしているんですけれども、やはり地図がウェブ上に掲載してあるとすごいインパクトがあると思いますので、そこら辺をもっと提示していただけたら、私自身もいろんな人にお話しするときに、京都府の河川課のホームページにこういった地図が上がってますから、そ

ちらをご参照くださいということもできますし、そこら辺をお願いしたいということです。

自分の時計では6分半ぐらいですけども、以上で終わりにします。

○金田座長

ありがとうございます。

内容に関しましては、既にペーパーをいただいておりますので、後ほどご確認いただければと思いますが、特にご質問というのがございましたら。

それでは、二つのご提案をいただいているということも含めまして、飯塚委員のご発表でございました。

それでは、引き続き、高橋委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋

では、資料のペーパーがありますので、簡単にご説明をさせていただきますけれど、鴨川があるべき姿についての考え方の構築ということと、鴨川の特徴的資質と抱えている重要な問題についてと。この二つについて私の意見とさせていただきたいと思います。

初めにですけども、鴨川府民会議に初めて参加をいたしまして、皆様方のいろいろ多くの意見を聞きまして、日々の暮らしの中で鴨川は、それまでは京都でもう66年過ぎしておりますけれども、あるのが当たり前という感覚から、いろいろ感慨深いものを感じるようになってきました。それを自分なりに整理をしてみまして、30年後あるいは50年後を見据えて、鴨川について現在から考える必要があるのではないかというふうに深く感じました。では、30年後あるいは50年後、どう日本があるいは京都がなっているのかということで、まず人口構成から見ますと、65歳以上の人口構成が30年後には実に現在の3倍になっています。総人口が1億1,000万下回り、1985年程度の人口になっていくであろうと。一方、経済成長は1968年の12.4%から昨今の1%台というふうな経済成長になっております。

さらに、こういうことを、現状を考えながら鴨川がどうあるべきなのかということを多角的に考えると、先ほども出てましたけど、治水、景観、水質、環境、空間、癒し、古都、自然等というふうなものを掛け合わせると、あるいは、仮にもし鴨川が京都になかったらということ掛け合わせると、どういうふうな価値観がそこに見え、どういうふうな30年後の鴨川の姿あるいは50年後の鴨川の姿が想像できるであろうと。ここで30年後の鴨川と人との良好な関係はどうあるべきなのかということ、人口構成、経済成長率等々を考えながら科学的に考えていただきたい。その30年後の将来像を鑑みた維持管理、開発ということが望まれるというふうに思います。直近の対応も非常に大事ですけど、長期展望と

いうことを、ぜひこの会議の中でお願いをしておきたいというふうに強く思います。

それから、もう一つのテーマですけれども、鴨川の特徴的なこととしまして、今まで会議で話し合った多くの課題、治水、災害、景観保全、自然破壊等々ありますけれども、私が非常に大切に考えるのは、上流域の環境改善ということに、今後、最も重きを置いて取り組んでいただきたいというふうに思います。これは、どのような問題、どのような環境についても共通しますが、全ては根源ということになろうかと思えます。鴨川の根源というのは上流が当然、根源なわけですけれども、美しい鴨川を30年、50年後に維持しようと思えば、上流問題は避けて通れないというふうに思います。鴨川の中州あるいは寄州を跳ぶと、異臭がするしヘドロも出てくるし、鴨川の河床の、川の底の石にはヘドロがついてます。飛び石を渡るときに川の底をのぞくと、ヘドロのついた石が多く見えます。高野川のほうがまだ少し鴨川よりもきれいですけれども、こういうことを考えると、鴨川の上流の問題というのは避けては通れないと思えます。

京都の地質調査の結果を、あるところで聞いたことがありますけれども、京都の上流の例えば花背のほうなんかは、非常に砂地が多いと。泥の、あるいは粘土層のものではないというふうなことを聞いておりますし、ヘドロが鴨川にたまることは自然の環境の中では余りないのではないかなと。日本の三大清流と比較すると、都市河川においてはちょっと状況、環境が違いますけれども、そういう上流の問題を十分にこれからお考えいただきたいと。古都を流れる鴨川は、山紫水明の景観をつくるのに大きな役割を果たしておりますし、これからも、パリのセーヌ川がいつまでもセーヌ川であるように、ドイツのライン川がライン川であるように、京都の鴨川はいつまでたっても京都の鴨川と言われるような自然豊かで、河床の石が水流にきらきら輝く、水流を手にくってみたい、今現在なら、なかなか鴨川の水を手にくってみたいとは思えませんが、そういう鴨川になるように上流問題と、それから30年後の鴨川のあり方、その30年後、50年後について維持管理ということをお考えいただきたいと。この三つぐらいのことを二つのテーマからお願いをしておきたいと思えます。

以上、私の意見でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

長期的に考えるべきだということと、特に鴨川の清流あるいは環境を大事にするために、上流の問題をぜひともきちっと対応して、それを解決することが必要だというご提案でご

ざいます。

何か特にご質問とかございましたら。

ありがとうございました。

すいません、はい。

○竹門

ぜひ、二つ目のご提案に賛同するものでございます。ことし、台風18号の後、さらに悲惨な状況になってございますので、一度このメンバーで現状を見たほうがいいんじゃないかという提案でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

さらに今のサポートというか、それを重要視してほしいということの具体的な提案でございます。

それでは、続きまして野口委員のほうからお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○野口

野口でございます。

鴨川の北大路から北山通りの左岸、東側になからぎの道というのがあって、ここにしだれ桜が植わってるわけですけども、これについてお話しさせていただきます。今から約50年ぐらい前に、私どものクラブでなからぎの道のしだれ桜を植えたこと、5本植えたんですけども、それを皮切りに1977年度には大体ほど今のなからぎの道が完成しました。今は非常に桜も勢いがあるって、皆さん、全国から集まっていたいて愛されていたいてるわけですけども、大体今までの40年間で25本ぐらい植えかえしてるわけですね。勢いがなくなったり枯れてしまったりということで。それで、途中、夏場の水不足が大きな原因だろうということで、自動的に夏場だけ水が供給されるようにということで、灌水設備をつくってこれに対応したわけです。それでも、現在、植物園の正面玄関から南側、北大路橋に至るまでの25本ぐらいが非常に木の勢いが余りよくないんです。

これの原因がいろいろ、樹木医とかいろんな方に相談して聞いたわけですけども。それで、土壌が悪いんじゃないかというようなことで、土壌を一遍試験的に掘って土質を見てみよということで、2009年に4カ所ぐらい、区間を試験掘りいたしまして土壌を調査しますと、結果的には木にとって余りよい土壌ではないと。水はけがよ過ぎて水もちが悪い

ということで。これは土手自体が、戦後の進駐軍がおった時代の、そこを撤収されたときのいろんな、土地のコンクリートだとかそういうもので堤防ができてるところがありまして、そういうところは非常に土壌が悪いということで、土壌改良する必要があるんじゃないかということで、京都府の河川課さんのほうにお願いして、何とか土壌改良を続けていただくようにということで、今まで大体5カ所ぐらい土壌を入れかえて改良してます。大体25本ありますんで、あと20本ぐらいはやっぱり土壌改良をし続けていく必要があります。

それから、そのこと、土壌改良以外にも、やはり樹木の管理っていうのは、生き物ですので対症的に今まで除草とか堆肥とか害虫駆除とかやってたわけですけども、やはり年間にきちんとした維持管理をしていく必要があるんじゃないかということで。それで、2009年から年間の維持管理計画というのを立てまして、定期的に除草とか、それから剪定とか灌水とか害虫駆除というようなことを手がけてきております。それでも、今後の課題といたしましては、やはり先ほど申しましたような植物園から南側の木の勢いがなくなっていくということで、土壌を改良する必要があるということで、これは何とか京都府さんのほうで続けていっていただきたいと思います。

それから、年間の維持管理につきましても、今まで50年近く維持管理してまして、ずっとならしますと、大体74本の桜があるんですけども、1本当たり大体3万円から4万円ぐらいついでるんですね。これを、私とこのクラブで頑張って維持管理やっていこうやないかとは言ってるんですけども、やはり昨今の厳しい経済情勢から言いますと、なかなかクラブ員のメンバーも減少していくし、クラブ員自体のいろんな寄付の額も減っていくというような、まざまざと見えておまして、今後さらに続けて同じような維持管理ができるかどうか非常に不安に思っております。そのためには、何かなからぎの道に特化した事業をやって、その維持管理の費用を捻出するとか、あるいはなからぎの道の保存会というようなものをつくって、インターネットとかを介して皆さんに声をかけて、さらになからぎの道が皆さんから愛されるような形で残していきたいと考えております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

なからぎの道の桜の件での問題と今後の展望というか、今後の方向性についてのご検討の状況をご説明いただきました。特にご質問などございましたら。ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。次は松井委員でございます。よろしくお願

します。

○松井（恒）

松井です。発表させていただきます。

まず第一に書かせていただいたとおり、昨今の異常気象に対しての危機管理というのをしっかり持つということで、これは鴨川本体だけじゃなくて支流を含めて考えていくと。要するに、排水ですね。水がフローアップしないようにするという、この危機管理の問題をもう少しシビアに考えていかなければいけないと思います。誰が何をするんだというのをはっきり認識して、逃げる場所、それを誘導する人、決してこれは人災につながってはいけませんので、その点をこの府民会議を中心にして連携を持てるような形で進めていただければいいと思います。

それと、川については、上流、中流、下流というような分け方、例えばですけれども、こういうふうな分け方をして、10年スタンスぐらいでそれぞれの持つ地域の特徴を生かせるような形で教育問題、それとか京都の代表する川であるということの認識、それとか京都人として誇りの持つ川として鴨川を維持していく、開発していくことが大事だと思います。

それと、鴨川っていうのは非常にきれいな川です。この会議に参加させていただいて、旅行行くとよく河川敷を見ますけれども、見に行きますけれども、ほんとに鴨川っていうのはきれいなところです。これは1年、2年でできるものじゃなくて何十年もかかって、それこそ歴史からいけば千年以上の歴史があって、この鴨川がつくられて、今、維持されてるんだと思います。これは非常に努力の要ることで、これをできるだけこのまま続けていっていただきたいと思います。鴨川を精神的なよりどころとして、もう少し鴨川自体がレベルアップできるようなものになればいいということで、書かせていただいたのは、哲学的な意味を持つ川というように書かせていただいていますけれども、鴨川を歩きながらやっぱりものを考えると。景観を十分楽しんで、安心安全な川と。みんながほっとする川と。川には、最後に書かせていただいていますけれども、魚が泳いで、野鳥が来て、そこを散歩して、高齢者の方も安心できると。京都のよさをじっくり考えられると。大学生は4年間、京都で過ごされるんですから、その間に鴨川を頭に焼きつけたいほしい。そういう川であってほしいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

鴨川のあるべき理想を追うべきだというような種類のご提案だと思います。何か特にご質問がございましたら。ありがとうございました。

それでは、ご協力いただいて何とか先ほど言った時間でいけそうでございますが、次に村島委員をお願いします。

○村島

それでは、意見発表をさせていただきます。私のテーマは3件挙げております。2件目と3件目は、私の思いの提案というようにお聞きいただければいいかというふうに思います。

まず1件目ですけれども、これは、加茂川上流域の環境保全と有効活用のための整備・開発ということで挙げております。これは、先ほど高橋委員がお話しされました内容と全く同じでございます。今、上流域というのは、開発されていない分、自然は残っておるのはいいんですけれども、全く無防備な状況に置かれてるのではないかなというふうに思っております。春から夏にかけてはバーベキュー、市民がバーベキューをやったり川遊びしたりということで、それ自体は悪いことじゃないんですけれども、そのときにごみの投棄というのが非常に多く見られてます。また、雲ヶ畑までの途中には産廃処理であったりとか、またそういった産廃の保管施設があったりとかいうことで。また、不純物が川に流れ出てくるといようなことも見受けられますし、川の両側には非常に多くの倒木というものがございます。これが一旦、大雨が降ったりとかなりますと、当然それが下流に流れ出て、大変なことを起こしてしまうのではないかなというふうに危惧しております。ですので、早い時期にこういったところを規制を設けて、環境を守っていくという進め方が重要ではないかなというふうに考えております。

反面、開発と整備ということなんですけれども、最近は登山ブームなので、野外活動される方が非常に多くなってきてます。ただ、今の状況をそのままおいときますと、どうしてもごみの投棄であったり、それからやりたい放題であったりということが起こりますので、こちらのほうも、ある程度は規制が必要じゃないかなというふうに思います。かといって、野外活動そのものをやめさすということはできませんので、ある程度、自然を守っていくという観点から、しっかりしたガイドラインを持った野外活動施設というようなものが、また必要になるのではないかなというふうに思ってます。今、雲ヶ畑から山登っていったところに棧敷ヶ岳であったりとか、それからあと中津川上流ですね。鴨川に流れ

込んでる川ですけれども、その上流には峠があったりとか、こういった非常に環境にも恵まれてるところもありますので、こういった登山ルートのもた案内であったりそういったこともきちっとして、道路の整備とかそういったこともきちっとして、管理された範囲内の野外活動をやっていけばいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから、2番目ですけれども、これは北山地域のことを提案として挙げさせていただいております。先ほどのお話にありましたように、なからぎの道と植物園というのは隣り合わせであるんですけれども、私の考え方は、境界のフェンスで分断されてるそのフェンスをもう取り払ったらどうかなというふうに考えております。植物園と鴨川を一体化させた、ほんとに自然豊かな公園として発展させていけばいいんじゃないかと。さらに、将来的には、その隣にあります府立大学であったり、それから総合資料館であったり、陶板名画の庭であったりコンサートホールという、北山一帯が非常に文化学術に富んだ土地でもありますので、こういったことを活用しながら、北山一帯というものを一つの学術研究・文化自然公園というような形で発展させていけばいいんじゃないかなというふうに考えております。

もともと、北山通りというのは非常に新しくできた通りなんですけれども、できた当時は非常におしゃれな店が並んだ、ちょっとできた当時は人気のあった道路なんですけど。最近ちょっと人气が陰っておりますけれども、方向としたら東京の神宮外苑にありますイチョウ並木のような通りですね。ああいった感じの通りに北山通りがなっていけば、非常に観光としてもまたいい面が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。それで、北山橋から松ヶ崎橋までの北山通りというのを再開発するというようなことも、また鴨川のPRの中の一つとしてはいいんじゃないかなというふうに思っております。その次にフィールドセンターを設けるいうふうに書いておりますけれども、これは鴨川をいろんな面で紹介したり、それから鴨川をいろいろ、ボランティアであったりそういった活動をされてる拠点としてつくっていったって、もう少し鴨川のPRであったり、市民の意識高揚というようにところに結びつけられるような施設があったらいいんじゃないかなというふうに考えてます。

先日も北山通り、私、ちょっと歩いてきたんですが、北山橋の東南の角に土木事務所ございますですね。あの土木事務所、知らない人が見ると何かうさん臭いっていいですか、何かもう一つぱっとせん、何やってんだろなというような建物に見えるんですね。せっかくあれだけいい建物がいい場所にあるんだったら、あそこを拠点としてもう少し活用して、

中の仕事はどっか植物園の事務所あたりに移転していただいて、あそこをもっと活用できるような場所にしたらいいんじゃないかなと思います。中で働いておられる方は、そう感じておられないかもしれませんが、我々一般市民から見ると、何やらなという感じ受けま
すし、あれがあるために、どうも北山通りのところが発展してないんじゃないかなという
ようなことも、勝手に思っております。

時間がそろそろ来てるようですので、3番目に移らせていただきます。3番目も提案で
ございますけれども、鴨川に一番関係の深いお祭りとして葵祭があるわけですが、
その上賀茂神社、下鴨神社、こういったところを、もっと鴨川のPRを幅広くしていくた
めにこの葵祭を利用して、例えば全国の賀茂神社、大体四十数カ所、賀茂神社って
いうのがあるらしいですけど、これは加茂一族が何か広げたいんですが、それを葵祭に合
わせて、例えば賀茂神社サミットっていうような形で、それぞれの自治体に1回集まっ
ていただいて、そういった一つの行事を提案したらどうかとか。

もう一つは、大文字のありますように、五山の送り火でございますけれども、雲ヶ畑にも
松上げ行事がありますし、それから花背のほうにもあります。広河原のほうにもあります。
こういった、無理やりくっつけてるような話になるんですけども、全国送り火サミット
のような形で、また全国の方が京都に来てまた鴨川と結びついていただければ、また一
つのPRになるんじゃないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

特に上流域の問題をご指摘いただきましたし、それから北山通りを中心としたかわい
の幾つもの独創的なアイデアをご提案いただきました。

いろいろと考えるべきことを、5人の方々から承ったところでございます。ちょっと時
間を超過してしまいましたが、本日の予定は以上でございますが、次回のときにはまた本
日、意見発表していただきました方々の、それ以外の方々をお願いしたいと思いますので、
ぜひご準備をよろしくお願いいたします。

それから、日程はまた事務局のほうからご相談申し上げるということになろうかと思
いますが、本日も、特に高橋委員、村島委員のほうから積極的にご提案ございましたけれど
も、前からもご議論いただいておりますが、上流域の問題について、できれば次のとき何
か少しデータをお示しいただいて、議論できませんでしょうかね。特に河川課の方々、こ

の間からの台風18号のことで随分忙しかったと思いますけれども、もしできましたら、ぜひいろいろこの会議でご議論いただいている、そして、その中でデータが十分でないというようなことで議論を先送りにしてるところもございますし、次のときにぜひそのことをもう一度議論できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

少し予定を過ぎてしまいましたけれども、本日予定いたしました議題は以上でございます。どうもご協力ありがとうございました。

司会をお返しいたしますので、本日は終わります。

○板屋（京都府建設交通部理事）

金田座長、ありがとうございました。

これを持ちまして本日の予定は終了とさせていただきたいと思います。次回の日程はまた来年2月、3月ぐらいになると思いますけれども、調整を行った上で改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

なお、本日お配りしてる資料で、右肩の上にナンバーの表示がある資料につきましては、机の上に残しておいていただければというふうに思いますので、その点よろしくお願いいたします。

それでは、これで終わりとさせていただきたいと思います。本日はどうも長時間にわたりありがとうございました。